

「循環型社会形成に関する方針の策定について」

循環型社会形成に関する方針の策定について

(中間答申)

平成15年8月6日
福島県環境審議会

1 方針策定に当たっての基本的な考え方

- ・ 私たち人類の活動により生じる環境への負荷は、かつては、自然界における、大気、水、土壌、生物等の間の物質循環である「自然循環」が有する浄化能力の範囲内にとどまっていた。
- ・ しかしながら、科学技術等の進歩により物的な豊かさを享受した一方、限りある地球の資源を大量に浪費するとともに、廃棄物を大量に排出するなど経済社会活動による環境への負荷を著しく増大させた結果、自然循環を阻害し、さらにはその浄化能力の限界を越え、さまざまな環境問題を引き起こしてきた。
- ・ これからの私達は、「環境の世紀」である21世紀において、人類は地球の多様な生態系によって支えられていると再認識し、生存の基盤である地球の環境に負荷を与えないような活動に転換していくことにより、本県の優れた環境を健全な姿で引き継いでいくという未来の世代からの負託に答えていかなければならない。
- ・ そのためには、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会システムを変革し、天然資源の消費や廃棄物等の発生が抑制され、環境への負荷が低減された「循環型社会」を形成していく必要があり、福島県としても、環境の保全が経済活動や日常生活などを含めたあらゆる活動に優先されるべき最優先課題であるとの基本的な考え方の下、環境への影響の未然防止を図る観点も踏まえ、豊富な水資源や森林などの豊かな自然をはじめとする本県の特性を生かした「循環」を基調とする地域社会を形成していかなければならない。
- ・ まず、県をはじめとした行政機関が率先して取り組んでいくことはもちろんであるが、県民一人一人が、日々の生活の中で常に「環境」のことを考え、地球にやさしい取り組みを、他人事ではなく自ら率先して実行するとともに、連携を図りながら取り組んでいくことが非常に重要である。私達一人一人の活動は、地球全体からみれば小さなものであるかもしれないが、その活動が積み重なれば環境への影響は非常に大きなものとなるため、県民総参加で取り組むことが必要であり、さらには福島県から全国・全世界に取り組みを発信していくことが重要である。
- ・ 次に、各事業者においても、生産、流通、消費、廃棄の各段階で、天然資源の採取や廃棄物等の排出を抑制するなど、事業活動における環境への負荷の低減を図るとともに、各業界さらには産業界全体に拡大していくことが望まれる。

- これらの取組みの実現を図るためには、福島県独自の循環型社会の形成に向けた基本的な方向性、各主体の責務及び施策推進の方向等について取りまとめた「方針」を策定し、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、方針を県民・事業者等に明確に示すことにより、県民、事業者及び行政が一体となった取組みをより一層推進していかなければならない。
- なお、方針の策定に当たっては、「資源循環」に範囲を限定せず、「自然循環」も含めた「循環」についての検討を行い、本県の目指すべき循環型社会の方向性を示していくことが重要である。
- また、県として方針を策定することは非常に大切であるが、「循環」を基調とする地域社会を形成していくためには、県民一人一人の意識の向上が重要であり、さらには産学民官の連携により県全体での盛り上がりが見られるような取組みが望まれる。
- その結果、22世紀の福島県は、これらの考えが子・孫さらには将来の世代にまで引き継がれて、自然循環を尊重し、廃棄物等の排出が抑制されるなどの環境への負荷の低減が図られ、さらには心にゆとりを持ち、自然と人との共生が進み、平成13年に開催した「うつくしま未来博」で全国に発信した、「循環」を基調とする地域社会が形成されていることを期待する。

2 理念等について

(1) 「循環」の範囲について

資源循環に範囲を限定せず、自然循環も含めた「循環」を基調とする地域社会の実現に向けた本県の考え方が明確になるような「方針」とする。

(2) 理念について

ア 自然循環の尊重

地球の多様な生態系は、大気、水、土壌及び生物などの間をいろいろな物質が循環し、微妙なバランスを保ちながら成り立っている。人類はその生態系によって支えられていると再認識し、生物の多様性を維持するほか、森林などの本県の豊かな自然環境を保全するため、自然界における物質循環（自然循環）が尊重された社会が構築されるようにすること。

イ 豊かで清らかな水循環の形成

水は、自然界を循環することにより、人間の水利利用を可能にし、さらには多様な生態系の維持、気候緩和、水質の浄化というさまざまな恩恵やゆとり・潤いといった精神的なやすらぎをもたらしている。このため、水利利用の各段階における負荷の低減を図るなど、水循環を保全していく必要がある。特に、本県においては、阿武隈川・阿賀川などの多くの源流域や猪苗代湖・裏磐梯の湖沼群など多くの優れた水環境を有していることを踏まえ、森・川・海を一体としてとらえた豊かで清らかな水循環を確保し、美しい風土にとけこむ地域社会が形成されるようにすること。

ウ 資源循環が確保された社会の形成

石油・石炭などの有限な天然資源については、このまま現在の世代が使用し続ければ、資源の枯渇や地球温暖化の問題により、将来の世代はもちろん他の生態系への影響は避けられないため、その使用の抑制を図る必要がある。また、再生可能な資源については、再生が可能な範囲内での使用にとどめる必要がある。このため、まずは廃棄物等の発生を抑制し、次に可能な限り資源の循環的な利用（再使用・再生利用・熱回収）を図り、最終的に循環利用できない物については適正に処分することにより、経済社会活動における物質循環（資源循環）の確保が図られた社会が形成されるようにすること。

エ 地域内循環を目指した社会の形成

これまでの「大量廃棄」型の社会を変革し、例えば本県の地域資源であるバイオマス（再生可能な生物由来の有機性資源）を製品やエネルギーとして活用するなど、廃棄物等を有効に活用することにより、地域内ゼロエミッション（廃棄物ゼロ）を推進すること。これにより、豊かな自然環境や多極分散型の県土構造などの本県の地域特性を生かした地域内循環が可能な社会が形成されるようにすること。

オ 心の豊かさを重視した賢いライフスタイルへの転換

県民一人一人が、環境の保全が経済活動や日常生活などを含めたあらゆる活動に優先されるべき最優先課題であるとの共通認識を持つ必要がある。学校や地域、職場など様々な場における環境教育・学習の推進などにより、こうした共通認識を確かなものとした上で、県民、団体、事業者及び行政の各主体においては、それぞれの役割分担を踏まえ、自ら率先して行動するとともに、幅広い連携を図りながら取組みを進めること。さらに、地元で生産されたものを地元で循環して利用し、資源やエネルギーの節約に努め、良いものを大事に長く使うなど、自然と共生し、心の豊かさを重視した賢いライフスタイル（生活様式）への転換が図られた社会が形成されるようにすること。

3 方針の策定方法について

- ・ 策定方法としては、「条例」・「計画」・「指針」等が考えられる。その中でも、県民の意見を最も反映することが可能であり、かつ、県民総参加による地域の特性を生かした本県独自の循環型社会の形成を目指すための基本的な方向性や施策を県民等に明確に示すに当たって最もふさわしい方法として「条例」という法形式が望ましい。
- ・ なお、「条例」については、理念、基本的な方向性、各主体の責務、施策推進の方向及び基本的な施策など循環型社会形成に関する根幹的な事項を規定することとし、条例の目指すべき循環型社会の形成に向けた具体的な施策等については、条例に基づき、県民に分かりやすいことに留意した「計画」を別に策定し、体系的かつ一体的に推進していくことが望ましい。

4 留意事項

- ・ 方針の策定に当たっては、広く県民・事業者等から意見を聴くとともに、県全体を見通した施策の推進が図られるよう十分に検討する必要がある。また、この方針が、循環型社会を形成するための施策を県の関係部局が進める上での共通の指針であると明確に位置付ける必要がある。
- ・ 本県の地域特性を生かした独自の循環型社会の形成については、各地域において既に行われている取組みを支援するとともに、研究及び技術開発を推進していくことが必要である。また、従来の施策は、排出基準を設定するなど直接規制的手法が中心であった。今後は、経済的な誘因により各主体の行動を誘導する経済的手法も含めたあらゆる手法について幅広い検討を行い、各種政策手法を組み合わせるなど実効性のあつるものを構築していくことが重要である。その際、県が現在実施している施策・事業の検証を行うとともに、国・市町村や他県との連携について検討した上で、より効果的な施策を推進していくことが望まれる。

附帯意見

理念については、中間答申として上記のように整理したところであるが、今後の審議において、方針の具体的な内容との調整を図ることが重要であり、最終答申に向け、さらに検討を深めるものとする。

環境に関連する条例の体系イメージ図(案)

【 参 考 】

